

## 大田区手話講習会（初級）募集案内

講習期間	令和7年4月～令和8年3月（各課程：全40回）
募集期間	令和7年2月1日（土）～2月21日（金）
定員	昼クラス、夜クラス 各50名（定員を超えた場合は抽選）
実施予定	● 初級課程 昼クラス：金曜日 9：45～11：45 夜クラス：木曜日 19：00～21：00
実施場所	大田区立障がい者総合サポートセンター ※ 実施場所が変更になることがあります。

主催	大田区 大田区立障がい者総合サポートセンター
事業運営	大田区手話講習会運営委員会 （東京手話通訳等派遣センター・ 大田区聴覚障害者協会・大田区登録手話通訳者会）

※ 初級課程未受講で、中級・上級課程の受講をご希望される方は編入試験案内をご覧ください。

### 1 対象者

区内在住・在勤・在学で次のすべてに該当する方

- （1）高校生以上で聴覚に障がいがない
- （2）聴覚障がい者の福祉に理解と熱意がある
- （3）講習修了後に地域生活の中で手話を活用していただける
- （4）中級まで2年間継続して受講できる（各課程修了のためには、3分の2以上の出席が必須です。）

※ 過去に大田区手話講習会初級課程を修了している方は、申込不可となります。

※ 受講開始後に、過去初級課程を修了していることが判明した場合、その時点で受講を中止していただきます。

※ 上級課程については、中級課程修了見込みの方を対象に行う進級試験に合格された方が受講できます。

## 2 内容

- (1) 聴覚障がい者の基礎知識を学び理解する。
- (2) 手話の基礎的単語を習得する。
- (3) 習得した手話やその他の方法で、基本的なコミュニケーションが出来るようにする。

等

## 3 応募方法

Logo フォームによる WEB 申込

スマートフォンやパソコン、タブレット等で、下記の二次元バーコードを読み込み、お申し込みください。ホームページに掲載されている二次元バーコード、URL からもお申し込みが可能です。



URL : <https://logoform.jp/form/8BrJ/893322>

※ WEB 申し込みが難しい場合は、問い合わせ先の窓口までご相談ください。

## 4 募集期間

令和 7 年 2 月 1 日 (土) 00 : 00 ~ 2 月 2 1 日 (金) 23 : 59

※ 募集期間外の受付は一切行いませんので、ご注意ください。

※ 回答入力中でも、時間を過ぎると申込不可となります。

時間に余裕を持ってお申し込みください。

※ 先着順ではありません。応募数が定員を超えた場合は、抽選となります。

## 5 問い合わせ先

〒143-0024

大田区中央 4-30-11

大田区立障がい者総合サポートセンター 手話通訳等派遣窓口

電 話 : 03-5728-9355 FAX : 03-6303-7171

メール : ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

## 6 結果の通知

令和 7 年 3 月 7 日 (金) 13 : 00 以降にメールにて通知

メールに記載されている URL から、ご確認ください。

## 7 その他

- (1) 受講費用は無料ですが、別途テキスト等の購入（自己負担）が必要になります。テキストに付属する動画を視聴する際に、インターネット環境をご準備いただく必要がありますが、個別のサポートは行いません。また、通信料等関連費用は自己負担となります。
- (2) 申込みは、ひとり1クラスとなります。両方（昼クラス、夜クラス）に申込みことはできません。
- (3) 感染症の拡大等、社会情勢によっては、開催の中止や休止、開催時間の変更・短縮などの可能性があります。
- (4) (3) の状況等により、通常開催が困難な場合は、オンラインを使用した開催の可能性があります。その場合は、インターネット環境をご準備いただく必要がありますが、個別のサポートは行いません。また、通信料等関連費用は自己負担となります。
- (5) 受講決定後及び年度途中の受講課程・クラスの変更はできません。
- (6) 全課程を対象とした全体講演会等を、土日・祝日に実施することがあります。
- (7) クラス内での宗教活動（布教活動など）・政治活動（配布など）、販売行為、各種勧誘、火気使用、音・振動・臭気等の発生、講習の妨害行為等、周囲に迷惑を及ぼす行為を行った場合は、講習会の受講をやめていただく場合があります。

※ (1)～(7)をご理解・ご了承のうえ申し込みをお願いいたします。

※ 受講決定後に、受講資格を他者に譲渡することはできません。